

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

3156号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-4767

<http://www.zck.or.jp>



春の壺阪寺(奈良県高取町)

もくじ

- 政 策 災害対策基本法改正案を閣議決定
↳「避難指示・避難勧告」を「避難指示」に一本化……………(2)
- フォーラム 「協働」から「共創」のまちづくりへII山形県川西町……………(5)
- 情 報 国政情報……………(9)
- 随 想 趣味は身を助く……………(11)

……………(11) 岩手県山田町長 佐藤 信逸

コラム

くまもと☆農家ハンター

法政大学名誉教授 岡崎 昌之

鳥獣被害が止まない。農水省によれば令和元年度の被害額は158億円という。鹿やサルの被害も多いが、イノシシの被害は農家の身近なところで発生するので影響は大きい。しかしこうした鳥獣被害に対しても、最先端のICTをフル活用して対策に取り組み試みが各地であらわれてきた。

熊本県西部の宇土半島はデコポンをはじめ柑橘類の産地だが、ここにも7年ほど前からイノシシが出没しはじめた。収穫直前の果物や葉物の野菜などが被害に遭うようになった。農家は精神的に大きなダメージを受けることも、山や畑に怖くて行けないという恐怖感も覚える。そうした農家の訴えを受けて「地域を守る消防団のようにイノシシから地域と畑を守ろう」と、旧三角町の戸馳島で平成28年に立ち上がったのが「くまもと☆農家ハンター」だ。

クラウドファンディングを活用して350万円を募り、箱農40基、センサーカメラ10基、通信機器を準備し、ICTをフル活用した捕獲活動を開始した。AIに学習させカメラがイノシシを認識し、箱農の作動状況

の画像をスマホやパソコンの端末で確認する。そうしたリアルタイムの情報で見回り時間を短縮し、近隣農家へも情報提供し、農家の安心にも繋げている。最近ではIT企業と連携し、3Dマップで地域の地形をパソコンの画面上で可視化し、イノシシの捕獲状況をリアルタイムで把握して地図上に表示したり、出現地点の予測ができるシステムも開発している。

こうした取組は県内の若手農家の共感も呼び、メンバーは130人を数えるようになり、県外から賛同する若者も移住してきた。「日本の農業の将来のため」と熱く活動を率いる代表の宮川将人さん(42)は洋ラン栽培農家の3代目。「最も重要な農具はパソコン」とイノシシ対策にもICTの可能性を確信するが、他方で「箱農近くに住む高齢者の見回りと通報が最も頼りになる」と地域社会との連携を重視する。捕獲頭数は千頭を超えるようになり、食肉処理加工施設シビエファームも完成した。最近では島内の空家を再生して八代海も視野に入れたシビエツーリズムも準備中だ。

写真キャプション

壺阪寺の本尊は十一面千手観世音菩薩。正式名は、壺阪山 南法華寺。平安時代、京都の清水寺が北法華寺と呼ばれるのに対し、壺阪寺は南法華寺と呼ばれ、古くから観音霊場として栄えた。清少納言の『枕草子』には「寺は壺坂、笠置、法輪・・・」と霊験の寺の筆頭に挙げられている。

災害対策基本法改正案を閣議決定 ～「避難指示・避難勧告」を「避難指示」 に一本化～

政府は3月上旬、近年の豪雨災害等を踏まえ、「避難指示・避難勧告」を「避難指示」に一本化するなど、災害時の迅速な避難確保等を含めとする災害対策基本法等の改正法案を閣議決定、国会に提出した。

1. 改正の経緯

令和元年10月の台風19号は、東日本を中心に記録的な大雨となり、宮城県や福島県、千葉県など13都県で計107名の死者・行方不明者が発生する大災害となった。多くの河川の氾濫により広範囲に浸水が及び、自宅で被災した高齢者が多く、また、避難情報の発令や避難の呼びかけ、大規模広域避難などの課題が顕在化した災害でもあった。

このため、政府は、令和元年12月に中央防災会議の中に有識者らで構成する「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」を設置、さらに「避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」と「高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」を設け対応策を検討した。前者のサブワーキンググループには、清田勝利千葉県長柄町長が、後者には保科郷雄宮城県丸森町長が委

員に就任、災害を経験した町村長の立場から議論に加わった。

これらの検討会議では、①災害リスクと取るべき行動の理解促進、②高齢者等の避難の実効性確保、③大規模広域避難の実効性確保を課題として検討が進められ、令和2年12月に報告がとりまとめられた。政府は報告内容をもとに対応策を盛り込んだ関連法の改正案を閣議決定した。

2. 災害対策基本法の改正

(1) 避難指示・避難勧告の一本化
今回の改正内容のうち、災害時における国民の避難行動に直結する大きな項目が、避難指示・避難勧告の一本化である。

5段階ある警戒レベルのうち、現在「レベル4」に位置付けられている「避難指示(緊急)」と「避難勧告」は、両者の意味の違いが正しく住民に理解されておらず、また、両方が警戒レベル4に位置付けられていることから分かりにくいとされている

た。住民に対するウェブアンケートでは、両方の意味を正しく理解していたのは2割未満、市町村向けアンケートでは、両方の位置づけが住民に分かりにくいとの回答が約7割に達した。

実際、本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生するなど課題が明らかになった。

このため、災害時における円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難情報のあり方を包括的に見直すこととなった。

主な改正内容は次のとおり。

「警戒レベル3」の状況は「災害のおそれあり」で、現行「避難準備・高齢者等避難開始」とされているのが、「高齢者等避難」となり、住民が取るべき行動は、「危険な場所から高齢者等は避難」と整理された。なお、「高齢者等」の中には、障がい者や乳幼児など避難行動等において配慮を要する者が含まれている。

また、「警戒レベル4」の状況は「災害のおそれ高い」で、現行「避難指示(緊急)・避難勧告」とされているのが、「避難指示」となり、住民が取るべき行動は「危険な場所から全員避難」とされた。この避難指示のタイミングは、「現行の避難

政 策

新たな警戒レベルの一覧表

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報	参考（現行）
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~				
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）	・避難指示（緊急） ・避難勧告
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
 (注) 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

勧告のタイミングで発令」するとき  
 された。(図参照)

(2) 「個別避難計画」の作成

災害時に高齢者や障がい者など、  
 避難に際し支援を要する人を対象と  
 した「避難行動要支援者名簿」は、  
 平成25年6月の災害対策基本法の改  
 正により、全ての市町村に作成が義  
 務付けられ、策定率は99%となつて  
 いる。相当程度普及が進んだと言え  
 るが、近年の災害の犠牲者における  
 高齢者の(65歳以上)占める割合は、  
 令和元年東日本台風が約65%、令和  
 2年7月豪雨が約79%と高く、避難  
 の実効性確保に課題が残されてい  
 る。

このため、今回の改正では、避難  
 行動要支援者(こと)に、災害時におい  
 て避難支援を行う者や避難先の情  
 報を記載した「個別避難計画」の作  
 成を市町村の努力義務とした。なお、  
 個別避難計画については、任意の取  
 組として12%の市町村が作成を終え  
 ている。

個別避難計画の記載項目には、①  
 要支援者の氏名・住所・連絡先・支  
 援が必要な理由、②避難支援実施者  
 の氏名(団体名)・住所・連絡先、  
 ③避難施設の場所・避難経路などが  
 あげられている。

個別避難計画の策定に際しては、  
 市町村と要支援者が個別に協議する  
 必要がある。この点について、令和  
 2年8月31日に開催された「高齢者  
 避難サブワーキンググループ」に出  
 席した保科宮城県丸森町長は、以下  
 の4点について意見を述べた。

1 点目、市町村では、限られた職  
 員と予算での対応にならざるを得  
 ず、本人、家族の同意や体制の整備、  
 スタッフの研修などを考慮すると、  
 策定を完了するまでには相当の時間  
 が必要となること。2 点目、策定完  
 了までに時間を要するため、場合に  
 よっては個々の名簿登載者について  
 策定の必要性や優先度の判断を検討  
 する必要があること。3 点目、福祉  
 専門職の参画は有益だが、地域の実  
 情に詳しい行政区長や民生委員、自  
 主防災組織などの参画も不可欠であ  
 ること。4 点目、策定のための新た  
 な人的、財政的負担が生じる可能性  
 が大きいこと。

このように、個別避難計画の必要  
 性や重要性は十分認識しつつも、現  
 実問題として乗り越えるべきハード  
 ルはなお高い。この点、対象者の状  
 況をよく把握している介護支援専門  
 職など福祉専門職との連携は、実効  
 性を高める上で重要な課題である。  
 例えば兵庫県では、介護のケアマ

個別避難計画の策定に際しては、  
 市町村と要支援者が個別に協議する  
 必要がある。この点について、令和  
 2年8月31日に開催された「高齢者  
 避難サブワーキンググループ」に出  
 席した保科宮城県丸森町長は、以下  
 の4点について意見を述べた。

政 策

ネーチャーがケアプランを作成する際、個別支援計画と一緒に作成する仕組みが整備されている。

同県では、これまで市町村の福祉部門と防災部門の相互調整なしにケアプランの作成や個別支援計画の作成が進められていた。とくに個別支援計画は、自主防災組織等地域が主体となって作成していたことから、要支援者とのつながりが希薄で計画の作成が難しいという課題を抱えていた。そこで、行政の福祉部門と防災部門に加え、ケアマネジャーと自主防災組織等が相互に連携し、ケアプランを作成するケース会議等で協議することとした。要支援者と地域が福祉専門職を介してつながること、平時と災害時を連続的に捉えた実効性の高い、包括的な支援体制を構築している。

なお、法案では、個別避難計画の作成にあたってはマイナンバーに紐づく情報を活用できることとされた。

(3) 国の災害対策本部の見直しについて

今回の改正では、これまで災害が発生した後でなければ立ち上げることもできなかった国の災害対策本部について、「災害が発生するおそれ

がある段階」から設置できることとされた(都道府県・市町村は災害発生前から設置可)。

現行法では、災害の程度に応じ、緊急災害対策本部(例・東日本大震災)や非常災害対策本部(例・熊本地震、H30年西日本豪雨等)等が設置されるが、災害の大規模化や激甚化、また政府に対する支援ニーズの高まりなどに対応するため、①災害の発生するおそれがある段階で災害対策本部を設置できること、②現行では防災担当大臣を本部長としてい



令和2年7月豪雨非常災害対策本部(首相官邸HPより)

る非常災害対策本部について、本部長を内閣総理大臣とすること、③防災担当大臣を本部長とする「特定災害対策本部」を新たに設置するとし、政府の防災体制の強化がはかられることとなった。

(4) 広域避難に係る居住者等の受け入れに関する規定の措置等

また、大規模な広域避難が必要な災害については、災害が発生するおそれの段階で、国・都道府県・市町村・民間事業者が連携して対応する必要がある。しかし現行法では、災害発生前に国が対策本部を設置できないことから、都道府県や市町村が避難先や避難手段の調整を行う仕組みがない。

このため、今回の改正で災害発生前に国の災害対策本部が設置できるよつにすることと併せ、広域避難について国の本部長から自治体や公共交通機関等に対し、必要な指示や協力を求めることができることとなった。また、自治体相互間でも避難先や避難手段の協議・要請を行える仕組みの制度化がはかられた。このうち、市町村長に関するものとしては、①居住者等の受け入れに関する他の市長村長との協議、②広域避難のため

る場合、都道府県知事に対し、関係都道府県知事間の協議を求めると、③広域避難等の災害応急対策のため必要があるとき、他の市町村長や都道府県知事に応援を求めることができることとなった。

3. 災害救助法の改正

政府の災害対策本部の見直しに合わせ、災害救助法の一部改正も行われた。

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施できるようになる。

一連の改正法案については、公布後1か月以内に施行することとなっているが、政府は今年の出水期(6月頃)までに施行したいとしている。  
(全国町村会 財政部)

フォーラム

川西町の風景

現地レポート 町村独自のまちづくり



「協働」から「共創」のまちづくりへ

山形県 川西町

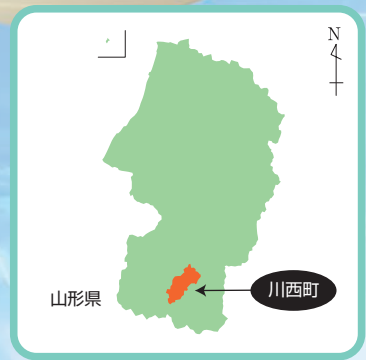
1 緑と愛と丘のあるまち

原風景が息づくまち

川西町（人口14,643人、面積166.60km²／令和3年2月末現在）は、山形県の南部、置賜地方の中央に位置し、周囲を吾妻、飯豊、蔵王、朝日の山々に囲まれた豊かな自然が息づく町です。

米沢盆地独特の気候と風土から、草木が芽吹く春、暑さ厳しい夏、色とりどりに森が染まる秋、雪深い冬など四季の彩りに育まれた昔ながらの原風景が残っています。

明治11年（1878）、川西町を訪れた英国の女性旅行作家イザベラ・バードは、その著書「日本奥地紀行」の中で、町の風景を「鋏で耕したといふより鉛筆で描いたように美しい」と称え、いくつもの農作物が植えられた大地の眺めを「実り豊かに微笑する大



地であり、東洋のアルカディア」と書き記しています。

四季折々の気候と肥沃な土壌から、「つや姫」「雪若丸」「はえぬぎ」を代表とする水稲を主産業とし、県内でも有数の米どころです。また、町の南西部に広がるなだらかな丘陵地帯は、「米沢牛」の主産地として県内一の繁殖牛生産と肥育の地域内一貫生産体系が確立されています。

であいの丘

平成2年、「緑と愛と丘のあるまち」の創造をめざし、フレンドリーヒルズ構想を策定、人と人、地域と地域が出会う「であいの丘」、憩いの場であう「ふれあいの丘」の二つの丘を整備し、それぞれの丘が有機的に結び合う地域間交流の拠点づくりを進めてきました。

平成6年にオープンしたフレンド

## フォーラム

リープラザは、人と人との「であい」を育むまちの文化交流の拠点で、図書館、ホール、交流スペースが一体となった多目的施設です。図書館には、本町出身の井上ひさしさんから寄贈を受けた約22万点の蔵書が収められています。「遅筆堂文庫」が開館されています。同文庫には、付箋が貼られたままの本や生原稿など、作家の息づかいを感じることができる場所となっています。

井上ひさしさんは、多感な幼少時代を川西町(小松地区)で過ごし、昭和47年に直木賞を受賞され、全国に多くのファンを生み出されました。また、劇団「こまつ座」を旗揚げし、フレンドリープラザでは定期的に公演が行われています。平成22年には、井上ひさしさんの功績を紹介する展示室を開設し、円柱を利用した本棚「本の樹」には、全国のファンから井上作品が集まりました。

遅筆堂文庫の開館と同時に開校した「生活者大専校」は、井上ひさしさんが校長として開催、毎年、さまざまな



▶フレンドリープラザ／本の樹

テーマを多彩な講師陣と参加者が熱く語り合い、多くの感動を産み出してきました。井上さんが他界された今でも同大専校は継続開催されています。また、毎年4月には、井上ひさしさんを偲ぶ「吉里吉里忌」を開催し、井上さんの功績を顕彰し未来に語り伝えていきます。

## ふれあいの丘

観光交流の拠点である「川西ダリヤ園」は、昭和35年に日本初の観光ダリヤ園として開園し、4haの敷地に、650種、約10万本の色鮮やかなダリヤが咲き誇り、訪れる人々を魅了しています。町では、ダリヤ園一帯を「ふれあいの丘」として、人と人、人と自然がふれあえる憩いの場に位置づけし、地域間交流の拡大に取り組んでいます。

ダリヤ園に隣接する高台には、温泉宿泊施設の「浴センターまどか」があり、入浴やレストランなど、ゆったりと心地よい時間を過ごすことができます。平成30年には、浴センターと町営小松スキー場に隣接して、36ホールの公認コースを有する川西ダリヤパークゴルフ場を整備し、健康増進と合わせた新たな交流施設として賑わっています。また、ダリヤ園の東にある置賜公園では、置賜地域最大級のハーブガーデンを備え、「いやしの広場」として訪れる人々にさわやかなひとと



▲日本一の川西ダリヤ園

きを与えています。

## まちの伝統・祭り

毎年8月16日、27日に行われる「小松豊年獅子踊り」は、山形県の無形民俗文化財に指定されています。踊りの起源は平安時代とされ、豊作を祈念する踊りで、江戸時代に米沢藩の厳しい財政事情から豊作の年だけ踊ることが許されたことから、豊年獅子踊りと呼ばれるようになったと伝えられています。花笠をかぶった早乙女に先導され、3匹の獅子が太鼓と笛と歌に合わせて踊り、クライマックスでは、獅子が火の輪に飛び込み一気にくぐり、観衆から大きな歓声と拍手が湧き起こります。火の輪をくぐる獅子舞いは全国でも珍しいとされています。



▲県無形民俗文化財／小松豊年獅子踊り

豊年獅子踊り以外にも、町内各地の神社には黒獅子の踊りが受け継がれ、例大祭では黒獅子の華麗な舞が行われています。7月下旬には、子どもたちが提灯を持って町内を練り歩く「虫送り」が行われ、農作物の五穀豊穡を祈願する夏の伝統的な祭りです。

また、お雛子屋台がまちを巡行する商宮律しんみやうりがあります。これは、京都祇園の流れをくむ県内でも珍しい民族芸能として行われ、この祭りが終わると暑かった夏の終わりを告げます。

このように、町内には数々のお祭りが次世代に受け継がれ、その中で町民同士の交流と郷土への愛着心が育まれています。

フォーラム

2 協働のまちづくり

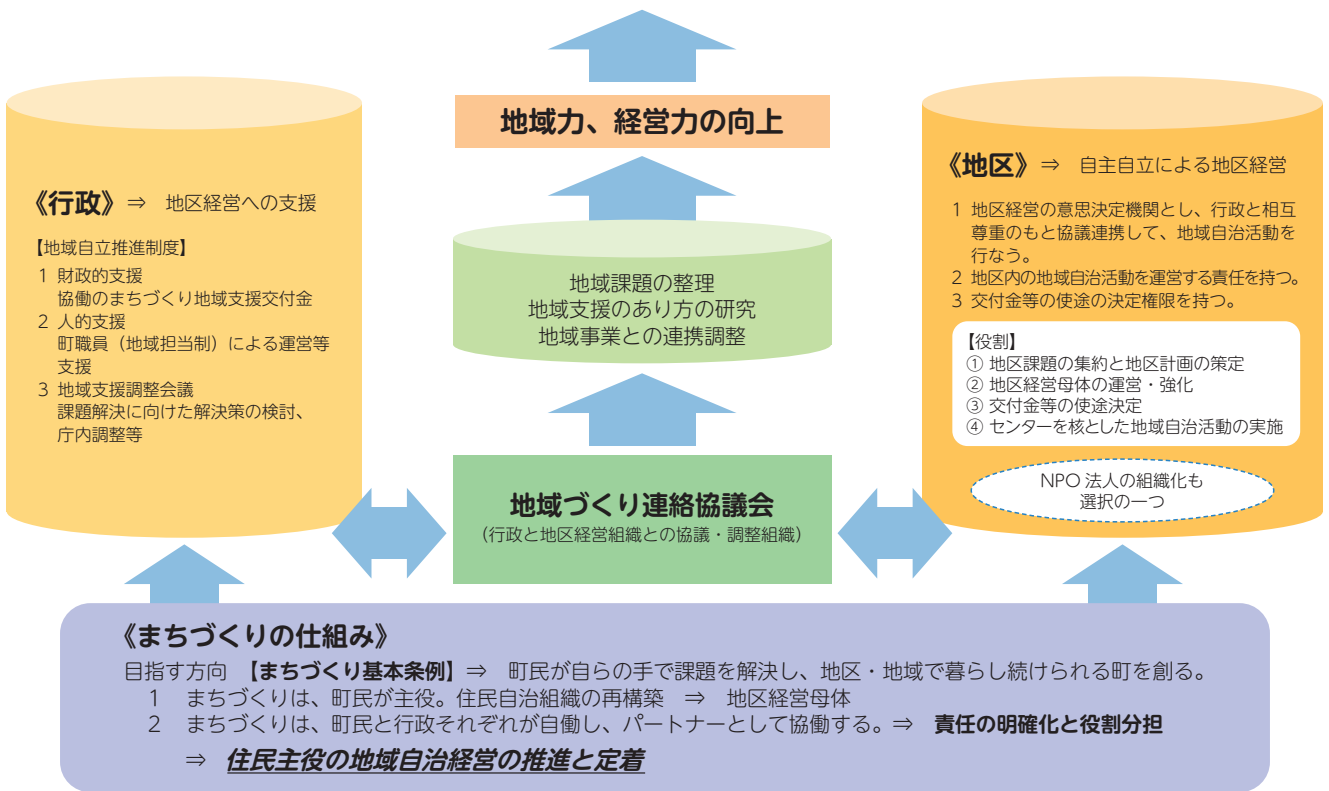
町は、平成16年に「川西町まちづくり基本条例」を制定しました。この条例は、地域内分権による自主自立のまちづくりを進めることを目的に、町民と行政がまちづくりの考え方やまちづくりの仕組みを共有し、お互いの役割分担と協力を定めたものです。人口減少や高齢化の進行により、コミュニティの希薄化が課題となる中、永く培われてきた地域の助け合い「結」の精神を維持継続し、町民と行政が一体となった「協働のまちづくり」を推進しています。

地域では平成21年度から、従来の地区公民館を交流センターに移行し、各地区で住民主体の「地区経営母体」が組織され、交流センターの運営や地域課題の解決に向けて、地区計画を策定し、特色のある地域づくりが進められています。

町では、協働のまちづくり地域支援交付金を交付するほか、行政職員が地域担当制、各地区間の情報共有や課題解決に向けた協議会の設置など、自主自立の地域づくりを支援しています。

主な取組として、従来の社会教育事業である運動会やスポーツ交流、花いっぱい等の環境活動に加えて、自治会や自主防災組織の運営、子どもたちの見守りや交通安全、健康づくりや高

この町で暮らし続けられる地域づくり



▲地域づくりの仕組み



▲山形かわにし豆の展示会／上野桜木あたり

年齢者サロン、除雪ボランティア、四季に応じた祭りや賑わいづくり、担い手等の人材育成に取り組みられています。また、産業振興によるコミュニティビジネスや婚活事業、放課後児童クラブや買い物支援の運営など、地域を超えて活動が展開されている地域もあります。こうした住民主体の地域づくりの取組は、全国的にも高く評価されており、現在では、町内すべての小中学校でコミュニティスクールが導入されるなど、子どもたちを地域で支える体制が構築されています。

3 「豆」のあるまち

関係人口を拡大し、移住・定住を推進するため、町の暮らしや魅力を発信し、町民と都市住民との多様な交流の

フォーラム



▲メディカルタウン整備計画

きっかけづくりから、移住・定住をコーディネートする中間支援組織として、平成22年に「やまがた里の暮らし推進機構」を設立しています。同機構は、町の「暮らし」に着目し、地域資源を活用した交流事業や情報発信、空家バンクと連携した移住希望者の相談と体験ツアーを実施するなど、町民や地域とのつなぎ役として、関係人口の拡大に取り組んでいます。特に、在来品種

である「紅大豆」をはじめ、町内で35種類もの多彩な「豆」が栽培されている特色を活かし、「豆のあるまち」をキーワードに情報発信と交流事業を展開しています。代表的なイベントでは、東京都上野桜木あたりを会場として、例年、十二月初旬に「山形かわにし豆の展示会」を開催し、「お茶のみ」や「わら細工」など、町の「暮らし」を体感できる交流の場を設営し、町を

知り、興味を持つきっかけづくりに取り組んでいます。今では、会場地の町内会や周辺の飲食店の方々と協力も深まり、イベント期間には、賛同いただいた飲食店で町の食材を使ったメニューや商品が提供されています。また、イベントをきっかけとして、企業とのマッチングにより新商品が開発されたほか、町への体験ツアーの企画、参加者から移住に結びつくなど、都市住民をつなぐ特徴的な交流事業となっています。令和2年度は、新型コロナウイルス感

染拡大の影響もあり、対面での交流が難しいため、オンラインによる交流イベントを8回開催しました。町内のおもしろい(楽しい)方々の出演により、参加された方々からは好評で、町の魅力が十分に伝わる企画となり、新たな交流ツールとして今後充実していきたいです。

この取組については、令和3年3月、地域の素晴らしさを伝える表彰制度である「2020年度ふるさと名品オプ・ザ・イヤヤー」において、新しい生活スタイルの推進と地域活性化への貢献を評価いただき、「特別賞」を受賞いたしました。

#### 4 リーディングプロジェクト／メディカルタウン整備事業

かわにし未来ビジョン(第五次川西町総合計画/平成28年度〜令和7年度)及び「川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略」のリーディングプロジェクトとして、メディカルタウン整備事業を推進しています。

本町は、県南部の置賜地域の中心に位置し、町の北部には、置賜地域の保健医療の中核となる「公立置賜総合病院」及び「県立救命救急センター」が立地しています。さらに、病院周辺は、置賜地域の主要な複数の国道が交差し、現在、新たな高規格道路が整備、

結節が進められており、地理的優位性が高い地域となっています。町では、この病院周辺を医療・住宅・商業が融合した「メディカルタウン」を整備、形成し、子育て世代の定着や健康長寿社会の実現とともに、雇用促進や地域経済の活性化を図り、定住人口の創出と交流人口の拡大をめざしています。

#### 5 「協働」から「共創」へ

人口減少や少子高齢化は、社会全体の大きな課題です。「川西町まちづくり基本条例」に基づく「町民参画」と「情報共有」による町民と行政が連携する「協働のまちづくり」は着実に前進していますが、若者が定着し持続性のある町を建設するためには、「協働」をさらに成熟させ、老・若・子・男・女誰もがまちづくりの担い手として関係を深めながら、「共」に新しい時代に「挑戦」・「創造」し、まちづくりを進展させる「共創のまちづくり」が必要です。近年、激甚化・頻発化する自然災害や新型コロナウイルスなど、予測できない出来事が多発しています。今後、より困難な状況に遭遇しても、培ってきた人と人のつながり、助け合いの「結」の精神を受け継ぎながら、住む人が「誇り」を持ち、訪れる人が「憧れ」を抱くまちづくりをめざします。

川西町長 原田 俊二



情 報

国 政 情 報

◎有機農業を耕地の25%など

「みどりの食料戦略」―農林水産省

農林水産省は3月5日、「みどりの食料システム戦略」の中間とりまとめ案を発表した。持続的な食料システム構築へ、2050年までに①有機農業取組面積を耕地の25%（100万ha）に拡大②化学農薬使用量を50%、化学肥料使用量を30%それぞれ低減する。また、2030年までに事業系食品ロスを2000年度比半減などの具体目標を掲げた。一方、日本有機農業学会は3月19日、提言を農水省に提出した。同戦略は「寝耳に水」であり、関係団体や都道府県・市町村への説明・協議が必要だと訴えたうえで、①「有機農業」の再定義②担い手の育成と農地の確保③自治体の主体性と創意を基本とした農山漁村の地域振興④「公共調達」による有機農産物の消費拡大などを提言した。

◎避難勧告・避難指示を一本化など

災害対策基本法改正案―政府

政府は3月5日、災害対策基本法改正案を閣議決定した。避難勧告と指示の違いが理解されず逃げ遅れとなるケースが多いた

め、避難勧告と避難指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行う。また、災害被害者に高齢者が多いため避難行動要支援者名簿に加え要支援者ごとの「個別避難計画」作成を市町村の努力義務とする。

一方、国土交通省の水害・土砂災害の防災用語改善検討会は3月24日、報告書をまとめた。防災情報の受け手が直感的に理解・行動がとれるよう防災用語について①SNSなど新たな情報通信技術の活用②平常時と緊急時の伝え方の工夫③避難行動に結びつく警戒レベル情報の活用④オーブンテータで河川の水位・雨量情報の提供などを提言した。また、国交省の検討会は3月18日、高齢者福祉施設の避難確保方策を提言した。2000年夏の球磨川流域の豪雨災害での特別養護老人ホーム死亡事例を踏まえ、①水害リスクに対応した避難確保計画の作成②訓練の避難確保計画への反映③職員や利用者家族への避難確保計画の周知④施設内・他施設と連携した立ち退き避難先確保⑤避難支援要員の確保などを提言。併せて、水害リスクの低い場所への高齢者施設の誘導も提案した。

◎全国二地域居住で促進協議会を設立

―国土交通省

国土交通省は3月9日、全国二地域居住等促進協議会を設立した。全国人口の減少で「定住人口」増加が困難な中、二地域居住の普及・促進に向け自治体601団体と関係29団体が参加した。併せて開催した記念シンポジウムで、谷口守筑波大学教授が「二地域居住のこれまでとこれから」をテーマに講演。二地域居住の意向を持つ人は約661万人にのぼるとしたうえで、「地域消

滅」の「人口予測のトラウマ」に打ち勝つた北海道厚真町、島根県海士町、鹿児島県十島村の取組を紹介。地域起こし協力隊や移住施策への取組、6次産業化を試みた団体が「減少予測をあらがえた」と指摘するとともに、①スーパードッグなどの生活サービス施設の充実②小学校の充実③交通インフラの整備・維持なども求めた。

また、国交省は3月19日、「多様化と関係人口懇談会」とりまとめを発表した。「関係人口」は約1,827万人にのぼるが、地域の内発的発展に寄与してもらうには、外部から人が来やすくなる状況をつくるのが重要だと強調。その具体策に、①地域の人と関係人口を結びつける「関係案内人」「中間支援組織」②地域の人と関係人口が出会う「関係案内所」③地域の人と関係人口の距離を縮めるイベント開催などを提案した。

◎「小さな拠点」づくりで講演と事例報告―内閣府

内閣府は3月10日、「小さな拠点づくり全国フォーラム」をオンライン開催した。はじめに、小田切徳美明治大学教授が「小さな拠点とは何か」をテーマに講演。人・土地・ムラの空洞化で「地方消滅」が危惧されるが、過疎集落の20%が地域運営組織に包括されており「消滅可能性は小さい」と強調。小さな拠点づくりのポイントに、①攻めと守りを常にセットで考える②従来の「地域づくり」と連続性を持つ③などを挙げた。併せて、①公民館運動の再生②暮らしのモノサシ（誇りの再生）③都市農村交流（交流の鏡効果）を提案した。

次いで、事例発表では矢野富夫・前高知県穂原町長が地域課題を解決する「集落活動センター」を町内全域に6つ設立、ガソリンスタンド経営、廃校にパン屋・カフェ、獣害対応ジビエカー購入などの取組を紹介

介。また、「海士町副業共同組合」（島根県海士町）の太田章彦事務局長が季節ごとに忙しさが異なる島内の事業に職員を派遣する同組合の設立、宮城県丸森町の吉澤武志筆甫地区振興連絡協議会事務局長が店舗「ふでいち」開業・移動販売、ガソリンスタンド継承などの取組を紹介した。

◎人材の自治体派遣増で地元企業を支援―経済財政諮問会議

政府の経済財政諮問会議は3月22日、活力ある地方の実現・大学改革をテーマに審議。有識者議員が、①需要回復と雇用・所得安定に向けた取組②人の流れを促す仕組み・大学改革を提案。これを受けて、菅義偉首相は「東京から地方への」転出超過の動きを加速し、日本全体を活性化すると強調したうえで、①大企業の人材を地方の中小企業に派遣するため金融機関や商社などから1万人規模の人材をリストアップ②人材を自治体に派遣して地元企業を支援する仕組みを始めるなどの具体化を指示した。諮問会議では、夏の「骨太の方針」に具体策を盛り込む。

一方、総務省は3月19日、地域で唯一のスーパードッグ等の事業承継の実態調査（122事例）を発表した。事業承継後も52事例で収支が赤字、69事例で国や自治体の公的支援施策を活用していた。また、事業承継に取り組んでいる工夫事例として、①住民の出資で自治会がスーパードッグを引継ぎ、②町が出資する第三セクターでスーパードッグ等複合施設を開設③町地内の介護サービス事業者がデイサービス施設とスーパードッグを併設④大手コンビニ会社と町地管理会社が連携し「町地特化型コンビニ」を開店などを紹介した。

（ジャーナリスト 井田 正夫）

## 交通遺児家庭に 暮らしの安心を

交通遺児等育成基金が  
力強くバックアップします。

1980年8月の設立から  
交通遺児の皆さんとともに。

(お問い合わせ・お申し込み)

### 公益財団法人 交通遺児等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

☎ 0120-16-3611 (基金事業)

03-3237-0158 (支援給付事業)

協力団体/独立行政法人 自動車事故対策機構(本部 TEL03-5608-7560)

### 交通遺児 育成基金事業

損害保険会社等から  
支払われる損害賠償金等から  
基金に拠出金を払い込むと、これに  
国庫補助金と民間援助金を加えて安全・  
確実に運用し、お子様の養育資金と  
して3か月ごとにまとめて満19歳  
に達するまで、育成給付金  
を送金します。

- 加入年齢  
満16歳未満の遺児が  
加入できます。
- 拠出金額  
加入年齢により異なります。
- 給付金額  
育成給付金は加入  
者の年齢とともに  
増えていきます。

### 交通遺児等 支援給付事業

中学生以下の交通  
遺児または交通事故により重度  
の後遺障害を負われた方の子弟が  
いる家庭で、生計が困窮している家庭  
を対象にした給付事業です(貸付け  
ではありません)。

- 越年資金  
12月に2万5千円を支給します。
- 入学支度金・進学等支援金  
小学校、中学校入学時に5万円  
を支給します。
- 進学等支援金  
高校進学時又は  
就職時に5万円  
を支給します。

## 町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。



kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。

## 随 想

私の趣味は将棋である。ちょうど私が小学生、村田英雄の歌う「王将」が流行していた頃が将棋の全盛期であったと思う。当時おもちゃ屋に行くと、駒と紙製の盤とがセットになつて売っていたものだった。駒の動かし方はその頃に覚えていたような気がする。その後中学校、高校と進んだが、そこでは将棋をした記憶がなく私の中から将棋は完全になく



やまだ さとう しんいつ  
岩手県山田町長 佐藤 信逸

なっていた。

高校時代、2歳年下の弟が父親から囲碁を教えられているのがいかに楽しそうであったため、弟から教わり一戦を交えるが全然勝負にならなかった。やがて私は法政大学に進学した。当時、法政大学の囲碁部は活動が盛んで、明治大学との交流戦も行われていた。部員の中には、全国大学囲碁大会で4年間のうちに3度も優勝したという先輩や、北海道大学を卒業後、囲碁をしたくて再入学してきた人もいた。私は、なんとか弟をやっつけてやろうという単純な動機から、彼に内緒で入部した。私は5級から始めたように記憶しているが、やはり皆さん強すぎる。授業が終わると神楽坂にある碁会所に行き、最終電車で帰宅する日が続いた。1年生の夏休みに長野での合宿に参加した頃には、私も初段くらいになっていた。

夏期合宿も終わり実家に帰ってきた。意気揚々とした心持ちの中には、何としても弟をやっつけてやりたいという強い執念があった。高校生の弟は夏休みも終わりました学校から帰っていないが、はやる気持ちを抑えながらその帰りを待った。そうして着くやいなや宿敵と碁盤を囲

んだ。私が囲碁部に入り腕を上げていることを知る由もない弟は「今日は何目差で勝つ」と宣言してきた。曲がりなりにも初段となった私に対し、不遜なる言葉投げかけてきたその鼻面をひし曲げてやりたいと思う気持ちをおくびにも出さず、私が先で世紀の一戦が始まった。

熱戦は続き、終盤になっても勝負はもつれるだろうと踏んでいた。いよいよ雌雄を決するべく迎えた終局、目数を数えると、なんとあろうことが弟が言っていた通りの結果となっていた。まさしく、試合を作られていたのだ。聞けば敵もさる者、高校の物理の先生が囲碁の大家で、直々に指導を受けていたというから恐れ入った。私は悲嘆に暮れながら、自分は囲碁に向かないのだと言いつつ、爾来、囲碁部もやめてしまった。

大学を卒業後、家業の衣料品店を継ぐべく、2年ほど同業者へ丁稚奉公に出された。その社長さんが将棋好きで、教えるからと何度も誘われたが、奉公を終えるまでつい一度も教わることなく実家に戻ってきた。当時は大型店も近所にはなく、売り上げも伸び忙しくしていた。30歳を過ぎた頃ある酒屋さんに行く

と、常連客たちが一杯飲みながら将棋をしていたものだった。日本酒を片手に指す将棋に興味を惹かれ、私も指しているうちに面白くなっていった。39歳の時に出会った銀行の支店長さんが、これまた将棋好きだった。彼はお酒も好きで、3日と空けず私を飲み誘いに来る。たまに将棋も指すのだが、聞くと地元にも将棋クラブがあり強い人達がいると言つた。その中の2段という人と指したが確かに強い。この話を弟に聞かせると、こう言われた。「兄貴、どうせ強くはならないのだから楽しく指すようにしろ」。以来、そう自分に言い聞かせながら指し続け、現在地元の将棋愛好会では自称2段である。

東日本大震災によって、825人の尊い命が犠牲となり、7千棟の家屋のうち約3千棟が全壊という甚大な被害を受けた当町。振り返れば多くの困難があったが、静岡県をはじめ全国の皆様方の心温まるご支援の下、10年の節目を迎えられることに心から感謝申し上げます。

復興への道のりは長く険しいものだったが、たまに仲間と集い対局を楽しむことが、心の休息になったと思っている。

# さまざまな「集いの場」を 演出いたします

東京でのイベントに最適な  
絶好のロケーションを誇る全国町村会館。  
かけがえのないひとときを、  
上質なサービスでおもてなしいたします。

県人会など同郷者の集い、  
同窓会、親睦会などの懇談会

観光PR、移住セミナー  
職員採用試験などの説明会

職員旅行・家族旅行

広さと設備が多彩な大ホールと、3つの  
会議室がございます。  
会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用  
いただけます。



## 和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、  
会議室・宴会場のほかに、  
ふたつのレストランもございます。  
お気軽にお立ち寄りください。



レストラン「ペルラン」



和食処「さいかち」

客室のご案内	SINGLE ROOM	シングル	119室	DOUBLE ROOM	ダブル	12室	TWIN ROOM	ツイン	18室

和室もございますのでお問い合わせください。(禁煙ルームもご用意しております。)  
※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。



ご予約・お問い合わせ

**全国町村会館**  
**TEL.03(3581)0471**  
FAX.03(3581)0220  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号  
ホームページアドレス <http://www.zck.or.jp/kaikan>

- 全国町村会館へのアクセス
- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約20分

